

議案第 14 号

匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正す  
る条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸



匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年匝瑳市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項本文中「令和5年4月から令和6年3月まで」を「令和6年4月から令和7年3月まで」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## (参考)

匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改	正	後	改	正	前
本則	略	附 則		本則	略	附 則
1 略				1 略		
2 特別職の職員に係る令和6年4月から令和7年3月までの間ににおける給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額からその100分の10（副市長及び教育長については、100分の5）に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。			2 特別職の職員に係る令和5年4月から令和6年3月までの間ににおける給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額からその100分の10（副市長及び教育長については、100分の5）に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。			
			3 特別職の職員に係る令和5年6月及び同年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。			
			以下 略			